

# 我国最初の

## プロテスタント教会について

木村 信 一

### 1. はじめに

我国の幕末・明初のキリスト教は居留地の宗教であった。それで我国最初のプロテスタント教会も、長崎東山手居留地に建てられた英国教会であったのである。しかしこの教会の創設の指導者、礼拝堂の建立者、創立の年月日については誤伝が尠くない。諸記録は次のように伝えて、これが学界の通説となっているように見える。古くは元田作之進がその著書「日本聖公会史」に

(ウイリアムス)氏はまた長崎在留外国人のために教会堂を新築し、毎日英語礼拝式を執行せり。是れ日本における最初の新教会堂にして、文久年間の建築に係る。<sup>1)</sup>

と記している。更に元田は大正年間の初めに「老監督ウイリアムス」を著述して

香港の監督(注一中国初代監督ジョージ・スミス師)は礼拝堂を建設するために助力せられたるが、ウイリアムス師も米国の一商人より之がため寄附金を得たので、遂に礼拝堂を建築することとなり、文久元年に小さき美しい会堂が竣工した。是れ我国における最初の新教礼拝堂である。<sup>2)</sup>

爾来、50年の星霜をへたのち、松平惟太郎氏著「日本聖公会百年史」が発行された。そのうち第1編第3章に「最初の聖公会礼拝堂」の項があるが、その記事を引用すると、

スミス主教の来訪によって長崎在留の英米人の間に信仰による連繫が行なわれ、定期礼拝を営むにおよんで礼拝堂の建設が緊急問題となってきた。スミス主教の献金を土台として、漸次献金を加えられ、3年を経て相当額に達したので、遂に同市居留地東山手町に工を起すに至った。1864年の米国聖公会伝道局総会に、長崎に一聖堂が建立された旨が報告されている

が、会堂竣成はその前年秋(注 文久3年秋ということになる)で、ウィリアムス師は「この教会が開かれた日は、日本基督教史に永久に記憶せられるであろう。けだしこれ日本に建てられた最初の新教会堂であるからである。」<sup>3)</sup>といている。

著者松平氏は同百年史の緒言で「しかし初めの3篇は大部分、故前島潔師の遺稿によったものであります」と断つてあるので、第1篇第3章4項の「最初の聖公会礼拝堂」は、当然前島の遺稿によったものと考えられる。しかし松平氏も同一見解であることは、長崎大学、菱谷教授への回答で知ることができる。菱谷教授はその論文「出島の石蔵と東山手のオランダ坂と」のうちに

日本聖公会百年史編纂委員、松平惟太郎氏にお尋ねしたところ同氏は「同監督(ジョージ・スミス師)の滞在中献ぜられた資金を土台として漸次献金が募られ三年後相当の額に達したのでウィリアムス師は1863年の夏小聖堂建立の工を東山手居留地に起した」と説明し、……最後に「教会の建立が1863年(文久3年)夏以前ではない事は同年秋の伝道局年会にその報告がない事で明かである」<sup>4)</sup>と結んでいる。

と記載しているが、これら聖公会系の著書による同一見解が取上げられたのか、これが我国最初のプロテスタント教会に関する通説のごとき観がある。日本キリスト教史学会会長、海老沢有道博士は、その著書のうちに次のように記載している。

(プロテスタント)教会はウィリアムズによって、長崎山手に1863年(文久3年)、ささやかな聖堂が建てられたのを最初とするが、もちろん在留外国人のためのものにすぎなかった。<sup>5)</sup>

1869年(明治元)年1月、エンソー(G. Ensor)を長崎に送って、ウィリアムズ(C. M. Williams)の建設した山手居留地と出島の2教会を継承。<sup>6)</sup>

更にこれは専門書ではないが、岩波版、「近代日本綜合年表」によると、その文久3年の欄に、

秋—C. M. ウィリアムズ、長崎に聖公会最初の教会堂を設立。<sup>7)</sup>

と、その項に誌している。筆者は一昨年、長崎に遊ぶ機をえて、その折に県立長崎図書館を訪れ、古文書、古地図を閲覧させてもらった。長崎の古地図をみて驚いたことは、東山手居留地の教会は、いづれも「英、礼拝堂」と記入され

ている。若しもこれがウィリアムズ師が募金して米国人による浄財で建てられた教会堂であるとするならば、これは「米、礼拝堂」でなければならない。それがなぜ「英、礼拝堂」と記入されているのか。この疑問を解明しようとしたのがこの研究の出発点であった。

本論に入る前に、も一つ糺さねばならない長崎伝道に関連する問題がある。それは石原謙博士がその「日本キリスト教史論」の中で

次にこれら18の伝道会社の国別を見ると、そのうちの13は米国系に属し、残り5会社は英国のそれであったが、そのうち最古の英国教会伝道会（Church Missionary Society）も明治2年（注 1869年1月の渡来で、これを太陰暦で換算すると明治元年12月が正しい）に米国監督教会（American Episcopal Church）を援助するために渡来した。<sup>8)</sup>

と語り、海老沢博士の前掲書中の前段の句を附記すると、

英監督教会というのは聖公会のことで、イギリス教会伝道会は、日本伝道の開拓者、米国聖公会内外道伝会のウィリアムズの求めに応じ、1869（明治元年）1月、エンソーを長崎に送って、

とあって、両者の共通点は、英国教会伝道会がウィリアムズの要請に応じ、日本における米国監督教会の伝道を援助するために、その宣教師エンソーを送ったということになる。この点に関する出拠は示していないが、筆者はその出拠を元田の著書と松平氏の著述かと想像するものである。元田は

安政6年以来米国監督教会は宣教師を送くりて、伝道に従事せしが、偶々米国に南北戦争起り、宣教師の一部は本国に帰る事となりて、為に日本伝道の力を殺ぐに至りしかば、米国監督教会は英国に書を送りてシー・エム・エスの助勢を請求したり。然るにシー・エム・エスにおいては直に其請求に応ずる準備なく、荏ぜん其日を送り居るうち、偶々無名を以て四千磅の伝道費をシー・エム・エスに寄附せしものあり。是れ即ちシー・エム・エスが愈々日本伝道を実行するに至りし原因なりき。<sup>9)</sup>

と語っているが、この裡「荏ぜん其日を送り居る」の一句を除いては、大体正確に近いと思われる。「日本聖公会百年史」<sup>10)</sup>は、ウィリアムズ師が米国本土の南北戦争のため外国伝道に手を伸べる余裕のないのを見て、英国教会伝道会（C・M・S・）に日本伝道事業を援助するように訴えたことを記し、引きつづき横

浜在留諸宣教師が聯合祈禱会の後、英米各派の基督教会に送った公開状について語り、その結果、英国では四千ポンドがC・M・S・(注 C・M・S・とは英国教会伝道会の略称で、今後はC・M・S・と記載する) 日本伝道基金に捧げられ、本部は日本伝道を開始したと記述している。この両書ともにウィリアムズの日本伝道援助の要請に対するC・M・S・本部の回答を記していない。反ってその記述はウィリアムズの要請によって、始めてC・M・S・が日本伝道を始めたかのごとき印象を与え、これが史学者の筆を誤らしめたのである。

事実は米国聖公会伝道局のごとく、主として中国、日本に伝道活動の舞台を有するものは、日米通商条約の発効とともに、直ちに在支の宣教師を長崎に配置転換もできたが、世界の各地に伝道地を有するC・S・M・のごとき、大伝道団体は経々に新伝道地開設はなしえないのである。

C・M・S・は中国の伝道開始前になしたごとく、先づ日本伝道の可能性について調査し、次に伝道基金を設定し、その後に宣教師を派遣したのであった。C・M・S・本部は、先づ1860(万延元)年、中国香港ビクトリヤ監督ジョージ・スミス師(The Rt. Rev. George Smith)を日本に送り、日本の実状を調査させた。その調査報告書が「日本滞在十週間」(Ten Weeks in Japan)<sup>11)</sup>で、これは決して日本旅行記でもなければ、日本観光記でもない。この結論をみると明かなように、その結論では四条件を提示して、これらが充当されると、全ての祝福の源である全能の神の御手に委ねて伝道開始することができる<sup>12)</sup>と結んでいる。1860年秋、帰英したスミス主教は日本伝道の将来性をC・M・S・本部に復命し、本部もさらに綿密な計画を立案したのであった。

一方米国の南北戦争は1861年4月より同65年4月まで継続しており、ウィリアムズの日本伝道援助の要請はこの間になされたのであった。他方C・M・S・の日本伝道計画は既に立案されていたが、併しまだ日本伝道基金の目安がたっていない<sup>12)</sup>なかった。それでウィリアムズの要請を採用しなかった経緯は、C・M・S・のユージーン・ストックがその著「英国教会伝道会史」にその間の消息を伝えている。

1859(安政6)年7月、(本部)役員会は男女宣教師が特別に準備された場合に、日本伝道を開始することを決議した。翌60年、香港のスミス主教を長崎、江戸その他の土地を歴訪せしめ、その結果「日本滞在十週間」と

題する、興味ある書物が発行された。1861—64年の間は、米国人は国内の南北戦争のため無力となり、日本伝道も母国よりの援助が跡絶えたため、米国宣教師達の一部は退職の余儀なきに到<sup>13)</sup>った。また彼らは C・M・S・に懇請して日本伝道に着手することを願うた。しかし英国の伝道団体に対しては、神の許し給う時機はまだ到達しなかつた<sup>14)</sup>。

この記事で明瞭なように、英国の伝道団体 C・M・S・は、決して米国聖公会伝道局やその宣教師の要請によって、米国聖公会の伝道援助のために来朝したのではなく、C・M・S・自らが計画し、時満ちて自らが決断して日本伝道を開始したのであった。C・M・S・はウィリアムズの求めに応じ、米国監督教会の伝道援助のため、我国に渡来したと言うような誤解のなきよう留意を願いたい。

## 2. 誰が建てたか

従来の通説は、C・M・ウィリアムズが建てたということになっている。筆者は前項でこの通説に疑問を投じておいたが、先づウィリアムズ自身の著述から調べてみよう。ウィリアムズ著、菅寅吉訳で教会歴史問答と題する小冊子程度の間答書がある。その下巻の下に次の問答が記されている。

日本においてプロテスタント教会を初めて設定せしは何時なりや  
長崎に居住せる外国人等教会を開設し、其牧師は監督教会伝道会社の聖職シ・エム・ウィリアムズ氏に囑託（たのみ）たり。

とあって、ウィリアムズ自身は、長崎在住の外国居留民がこの教会を開設したことを記し、彼はただたのまれてこの教会の牧師（チャプレン）であったことを語っている。但し設立の年月日がない。これはウィリアムズ自身の証言であるから、その信憑性はまことに高い。長崎の土地に教会の存在を願望したのは、長崎の居留民であったことは言うまでもないが、更に長崎に一時滞在した旅行者もその感を深くしていた。1859（安政6）年という、この年の4月に幕府が神奈川、長崎、函館を開港して、英・米その他の諸国との貿易を公約した年なのである。

そしてこの4月に、早くも駐日英総領事オールコックが着任し、その6月には函館駐在英領事C・P・ホヂソン（C. Pemberton Hodgson）が、函館赴任の途

次しばし長崎に滞在した。その間長崎の英領事事務取扱として、初代長崎英領事の業務を執掌した。彼は「長崎函館滞在記」と題した書物を著している。<sup>15)</sup>

その第5章にホヂソン夫人が母親に宛てた書簡が収められている。これは同夫人が長崎滞在中に、その目に映じた幕末の長崎の姿を画いたものであるが、その裡にキリスト教会の建立を切望している字句がある。幸いその部分の邦訳があるので引用することとする。

当地でかなりの間猖獗したコレラも、別の悩みの種でしたが、ヨーロッパ人にはほとんど犠牲者が出ませんでした。私の知る所では二人のイギリス水夫がかかっただけで、この哀れな同胞の柩は領事館の構内で作られました。というのは、当時はここ以外で大工を見つけることが出来なかったからです。当地で何より欠けているものは、そして私の一番欲しいものは<sup>16)</sup> (キリスト) 教会堂であります。

ホヂソン夫人は長崎に滞在した単なる旅行者であったが旅行者ですら教会堂の創設を切願する実状なのだから、まして長崎居留民は、何かにつけその地に教会堂を建立することを願うたことであろう。教会堂の建立を強く願うて、先づそのための初穂を捧げたのは香港のスミス主教であった。スミス主教とは英国教会より中国へ派遣された中国初代主教である。ジョージ・スミス主教はオックスフォード大学卒業後、C・M・S本部連絡主事を勤め、1844年、中国伝道開始に関する調査を命ぜられ、香港を始め中国の各開港場に2年間滞在上調査した。再びC・M・S本部に勤務中、香港ビクトリヤ主教に聖別された。これは中国はもちろん極東における英国系の初代主教であった。同主教は調査のエキスパートで、また文筆家としても著名で、筆者の知る限りでは6冊の著書があり、<sup>18)</sup> 「日本滞在十週間」はその最後の著作で、本部へ答申した将来の日本伝道に関する彼の見通しであった。<sup>19)</sup>

スミス主教は1860(万延元)年4月7日、長崎に上陸し、5月16日まで同地に滞在した。この時点は既に日本の通商開国以来、10カ月を経ているので、長崎在留の英・米人の数も増加しており、スミス主教は先づ長崎居留民と共に日曜礼拝を守っている。

4月15日の日曜日に、私は英国教会の祈禱書による公禱を始めて催した。

この後、長崎に滞在中、5回の日曜に亘って執行している。この礼拝の会

衆は、英・米の居留民で、数名のオランダ居留民も参加した。また港に停泊中の商船の高級船員や一般船員も加っていた。その人数は20名から40名の間を上下していた。英国領事、領事館員、技術官、軍需品の購入、輸送業務の担当官が、礼拝の出席者の中に交っていた。

この礼拝は、我々にとって歴史的関心事の一つであった。これは鎖国の日本で英・米人が公式な礼拝を捧げた最初のものであり、また日本でアングリカン教会の主教、司祭が、礼拝を司った最初のものであった。<sup>20)</sup>

スミス主教は、既に長崎に居住していた米国監督教会の宣教師 C・M・ウィリアムズ司祭を補佐せしめ、彼に礼拝ごとに当日の聖書の日課を朗読させている。ウィリアムズにとっては、英国母教会の主教が司式する礼拝を補佐することは、一人淋しく長崎で伝道の準備をしていた者にとっては、如何ばかりの喜びであったことであろう。

同師（ウィリアムズ）はこの時に始った日曜礼拝を今日まで継続する特権を持っている。<sup>21)</sup> 日曜礼拝は我友ウィリアムズ氏によっていまなお継続されている。同氏の最近の便りによると、礼拝出席者は少しも減じていないと記している。<sup>22)</sup>

これでスミス主教の離崎後、同主教が始めた日曜礼拝を、ウィリアムズが責任をもって継続していたことが解る。更にスミス主教は長崎の居留地に教会堂の建立を意図し、そのために初穂を捧げたのであった。「日本滞在十週間」に記して

この会衆のうちに、キリスト教徒の家庭で健全な感化を受けながら、異教徒の国で孤立した外人居留地に流れてきて、羊飼いがおらず、荒野をさまよう羊のように流浪して、彼らの靈魂の破滅という危険に陥っている青年が少くない。日本政府はその収入源として遊廓を公認し、また日本婦人をたやすく妾とすることのできる制度は、道徳的規律を破壊しこの悲しむべき（恐るべき）ことが原因となって、長崎の外国人社会の相当数のものが、東洋のどこの土地よりも放蕩の状態におちている。この事実を大担に且つ悲しみをもって書きしるす。<sup>23)</sup>

スミス主教は長崎在留の英・米の青年達が、道徳的に頹廢し靈魂の破滅を來たしている状態をみて先づ長崎に教会堂を建て彼らを救うとされたのであった。

靈魂の牧者である同主教は率先して範を示し、真っ先に献金して建築費の土台とされた。一般的に言って居留地の公共の建築物は、居留民団が設立するのであるが、同主教の来崎当時はまだ居留民団の組織がなかった。

長崎居留民団の成立は、1861（文久元）年5月である。すると主教はその献金を誰に手交して建立を依頼したかという問題が生ずるが、筆者はこれを長崎英領事 G・S モリソン氏（G・S・Morrison）に依頼したと考えるものである。この理由は居留地において、居留民団が教会堂を建築したり、そのチャプレンを招聘する場合に全額負担が不能なときには、英国の法律によって国家がその不足金を補助する制度があった。パスク・スミスはその著書で

1862年、長崎居留民団は東山手の丘、11番地に教会を建立することが出来た。その建築費は土地の整地料も含めて1782分銀であった。<sup>24)</sup>と記している。

これを見ると居留民団が、建築費の全額を支出したようであるが、若しそうだとするとこの教会堂は居留民団の財産でなければならない。しかるにこの教会堂は英国々家の所有物件である。<sup>25)</sup>このことは宣教師 H・バーンサイドが、切支丹制札の撤去後、この教会堂を借用して、日本人信徒、求道者のために礼拝をしたいと申し込んだが、建物は英国家の所有という理由で不許可となった。居留地内において居留民の献金によって建てられた教会堂がどうして英国家の財産となるかということは英領事モリソンが建築費の不足金に英国家の補助金を加えて完成したと考えねばならない。パスク・スミスの記事をさらに引用すると

当時、新しく英居留地が形成され、居留地教会の牧師（チャプレン）の給与の半額が献金された場合、ビクトリア女王の治世に通過した議会法により、その残額は国家が補填することとなっていた。長崎居留民団は2、3年間この特権を享受したが、教会は間もなく全自給するにいたった。<sup>26)</sup>

とあるので、居留地教会チャプレンの給与を国家が補助するのであるならば、東山手の教会堂建築に際して、モリソン領事が責任を感じ、必要資金を国家経費から支出したことは考えられる。この礼拝堂が英国国家の財産となったのはかかる経緯であったのではなからうか。後年、ウィリアムズは母国の伝道局より受けた主教給与を節約して我国に教会堂を建立した逸話が伝えられている



が、当時ウィリアムズ自身は居留地教会のチャプレンとして生計を維持していた時代であった。また各国の居留民を保護する領事のうちに、英国領事モリソンだけが専任の外交官で、米国領事ウォルシュはウォルシュ商会の経営者で名誉領事的存在であり、オランダ領事はオランダ貿易会社の出島館長で彼もまた商人であった。これらの背景をみても長崎領事団の強力な推進者はモリソン領事であった。よってスミス主教の委託を受け、居留民の中心となり、彼らの総意をとりまとめ、礼拝堂建立にいたらしめたのはモリソンであったと推論する。なお教会敷地の借地人名義はモリソンで、いずれの居留地古地図も戸口調査書もモリソン借地と記しているのは、モリソンを中心としてこの礼拝堂が建てられたことを強力に語る証拠ではなからうか。

### 3. いつどこに建てられたか

長崎居留地のプロテスタント教会堂が、いつ建てられたかという年代については岩波版「近代日本綜合年表」が示す文久3年秋というのが通説である。この年表はその出典を示して元田作之進著「老監督ウィリアムス」を挙げているが、元田説は文久元年なので、むしろその典拠は「日本聖公会百年史」中の前島説ではなからうか。前島説は米国監督教会伝道局の報告を基礎として文久3年秋建立と記している。併し前述のごとく、当時の米国は南北戦争の最中であって、米監督教会伝道局は、日本から宣教師を引き上げ、この日本伝道を英国C・M・S・に引き継いで欲しいと援助を乞うた時代であったから、伝道局内部に海外伝道報告の接受や記録の整備に種々不備があったのではないかという疑問が生ずる。

それはそれとして史料に当たってみたい。先づ前述の神戸出版のパスク・スミス著「徳川時代に於ける日本並びに台湾の南蛮人」である。彼は前記のように長崎居留地の教会堂は、1862（文久2）年に建築されたと記している。この著書は幕末の長崎の貿易経済、同地在留の外国人に関する記録としては実に権威書である。初版は神戸で出版されたまま絶版となっていたが、一昨年、ニューヨークでその覆刻本が出版されている。

次に日本語で記された古文書であるが、県立長崎図書館は、かつての長崎奉行所の諸記録を所蔵している。そのうちに「外国人名員数書」と題したものが

あるが、これは長崎在留の外国人に関する戸口調査書である。この記録は文久元年の分がなく、文久2年から書き出して、慶応元年で終わっており、しかも文久2年の年初の部が欠けている。次の(イ)項の調査は文久2年の何月のものであるか不明であるが、東山手の教会堂及びウィリアムズ住宅に関するところを抽出すると次の通りである。

(イ) 文久2年

東山手11, 建家成就不仕候付住人無之。

(ロ) 文久2年10月

東山手5, 亜ウィリアムズ借地, 建家造作中御座候。

東山手11, 英モリソン借地, 建家有之候得共住人無之。

(ハ) 文久3年1月

東山手5, ウィリアムス住居。

東山手11, モリソン借地, 建家有之候得共住人無之。

以下同文で慶応元年に及んでいる。(イ)(ロ)(ハ)は原文にない

この調査記録は幾人もの下級役人が書いたものとみえ、それぞれ書体も違い文久、元治の年号を記すもの、子、丑、寅と十二支で年号を現すもの、あるいは1864年と西暦で記載するもの等がある。(イ)項は文久2年の上半期と推察するが、家屋は竣功していないので住人はいない旨を記し、(ロ)項は文久2年10月ので、東山手五番はC・M・ウィリアムズの借地で、家屋は建っているがその時点には内部は工事中であったことを語り、一方、東山手11番はモリソン借地で、礼拝堂は建っているが無住であることを示している。

これで見ると東山手居留地のプロテスタント教会は、文久2年10月の時点ではすでに竣功していたことが解る。現在はその設立年月日に関し、これ以上の史実を探りえないが、この教会は英国教会に直結して未だかつて日本聖公会に所属する教会として存在したことがなく、その牧師は英国人で長崎居留地チャプレンあるいは長崎領事館チャプレンが兼務し、その牧師もこの礼拝堂に関する限り日本聖公会とは無関係で、且つ英国のC・M・S・が長崎伝道を開始する以前のことであった等の種々の事由によって、史料の探索に困難がある。本稿に於てはこの教会堂は文久2年の上半期には建築中であり、文久2年10月には竣功していたという史実を記して建立年代に関する従来の誤った通説を訂正し

たい。

次にどこに建てられたかという点、これは疑もなく長崎東山手居留地の11番地である。1861（文久元）年4月20日、長崎、妙行寺内の仮英領事館で、居留地借地人集会が開催された。この集会の総意に基いて長崎居留民会が結成されその居留民団が発足した。これは自治体で居留地の自治、警察、課税その他市政の権限を有して、且つその決議は居留民の総意を反映するものであった。長崎居留民会の最初の決議書（The Report of the Municipal Council, presented at the 11th May, 1861）が、我国最初の外字新聞「長崎船舶一覽新聞」に掲載されている。<sup>27)</sup>

この決議書には長崎居留地の将来に関する万般に亘っての意見と対策が述べられ、これは長崎領事団を通じ、長崎奉行に提出したものであった。この中で注目すべきことは、東山手の居留地は図面上で地割しただけで、何らの教会建築の計画もなされていない時に、この決議書は‘the Church’という言葉を用いて、次いで教会堂への参道計画をしている。これが古記録中、長崎プロテスタント教会を指す the Church の最初の出現である。参道に関する決議を引用すると

緩かな勾配の道路を二本、居留地背後の山手に建設し、教会へ通ずる1本の道は完全に補装し、平地の街路は舗装の必要はないが、山手のあらゆる坂道と同様に割石を敷くこと。<sup>28)</sup>

とある。これに続く教会または礼拝堂という語は、文久元年5月、英国領事モリソン等が長崎奉行所に提出した「東山手居留地設立書」にもみることができる。

この古文書は同奉行所記録「居留地々代元極1件」に収録され、東山手の丘陵地1万3691坪余を14区劃に地割して、1番より14番を新規に設定し、それぞれの借地人を記載した書類である。そのうち11番の928坪を、モリソン借地「英、礼拝堂」と記している。<sup>29)</sup>これが古文書に現れた日本語で記載された礼拝堂の初見である。長崎居留地に関する最古の地図は、1860（万延元）年の長崎英領事館古地図である。これはパスク・スミスがその著書に採録して英文で「長崎新居留地計画図、1860年10月」と題したものであるが、これには東山手の地割は出来ていなかったと見えて東山手の記載がない。勿論教会または礼拝

堂の記入もない。初めて東山手の区画ができたのは、1861年で、前述の「東山手居留地設定書」に添付されて提出された地図で、この図面に始めて「11番、英、礼拝堂」と縦書きで記入されている。これは南葵文庫の判印があって東京大学図書館に所蔵されている由である。<sup>31)</sup>

爾来、引き続き長崎居留地の古地図が発刊され、いずれにも「11番、英、礼拝堂」と記されている。ただ明治14年12月28日附発刊の古地図のみが「英、礼拝堂」と記さないで、「各国礼拝堂」と記している一例がある。この11番の借地人名義は当初はモリソン名義があったが、モリソンの離任後は、教会資産保管委員の名義となっていることは、1867（慶応）年版、「長崎商館並びに居留民一覧表」に記録されている。<sup>32)</sup> それで英礼拝堂の所在地については、長崎居留地東山手11番であったことは、何人も異論のないところである。

筆者は未だこの礼拝堂そのものの写真または設計図に接していない。長崎の名所リンガー邸に重要文化財指定の写真帳2冊があるので、これを調査してもらったが礼拝堂の写真は見当らない。この教会堂の遠景と称するものがあるが、茂みの深い樹間に教会堂の屋根がみえるが分明ではない。屋根の棟木の前端と後端に、十字架が一個ずつ立っているのが見える。前端の十字架は大きく、その形はアイリッシュ・クロスのように見える。その間の便宜として県立長崎図書館内小曾根文庫蔵の外人居留地地図（複写）と、リンガー邸保存の東山手絵図（複写）によって概要をえたい。

前者は明治10年代初期の大浦、東山手、梅ヶ崎外人居留地地図で、6色で彩色しており、礼拝堂は水色で示し、その後側方に赤色で示した小さな附属建物である。礼拝堂は矩形で前後にポーチを有している。切妻の前面のポーチは玄関で背後のポーチはチャンセルの位置を示すのではなかろうか。附属建物は物置ではないかと思われる。後者は立体地図であって、礼拝堂は一階建て、屋根の棟木の前端には十字架でなく小さな塔がある。余り小さな塔で有名な鐘をつるした鐘楼とは思われない。棟木の後端にはイギリス国旗をかかげている。坂道の本道路からは石段で礼拝堂へ導き、建物の前後は生垣が深く、建物の下半部はかくれてみえない。これらが両図でみられる礼拝堂の姿である。

## 4. お わ り に

本稿で言わんとする結論は、長崎居住の英米人が、当時の英国領事モリソンを中心として、東山手居留地の中央、丘の上の11番に、清楚な小構えな教会堂を建てた。これは文久2年の前半には建築中で、10月にはすでに竣工していたのであった。信徒たちは教会から流れる高く澄んだ鐘の音を合図に、大浦川に架してある石橋を渡り、礼拝堂にいたるなだらかな坂道、すなわち本命ともいふべき「オランダ坂」をのぼり、あるいは現在の活水短大の横道の通称「オランダ坂」をのぼって、教会の礼拝に参列したことであったろう。オランダ坂とは、オランダすなわちプロテスタント教徒が、日曜礼拝に第一装の衣服を身につけ、坂道をのぼって教会へいく新教徒をみて、当時の長崎人はオランダ坂と呼んだのではなかろうかとの説がある。そしてこの教会こそ実にスミス主教が念願した通り長崎居留民の心の燈となったのである。明治元年に長崎で発刊の崎陽雑報第四号によると、英、米人等の新教国民は176名で、これに対して旧教国民はフランス人11名、ポルトガル人10名で計21名と記されている。この傾向はその後もし程かわっていないので、古老の伝承による「外国人はみんな東山手の教会にいきました」という記録ものこっている。

この教会堂は大正年間、第1次世界大戦ころまでは存在したが、同大戦中に不幸にして白蟻の害のため崩壊した。礼拝はその後大浦町26番の英国教会所属の海員ホーム<sup>33)</sup>に遷り、第2次世界大戦にまで、その礼拝堂で執行された。第2次大戦前に長崎居住の英・米人がを退去するにともなってその礼拝も中止され、且つ戦後、長崎海員ホームの再建もないまま、遂に長崎の英国教会は姿を失うことになった。

この間この教会の歴代のチャプレンは、初代のC・M・ウイリアムズ、二代のG・H・F・フルベッキ<sup>34)</sup>、三代に到って始めて英国人のG・エンソー、以下いづれも英国人でH・バーンサイド、H・モンドレル、W・アンデレス、A・B・ハッチンソン、A・R・フーラー、S・ヘーズレット、再びA・R・フーラー、A・B・ハッチンソンという順序であった。この間、日本語習得のため長崎に滞在したH・L・ブリベ、J・C・マンもチャプレン補佐を勤めたことであったろう。大正8年、A・B・ハッチンソンの逝去後は定住の英宣教師がなく、福岡在住の宣教師

A・C・ハッチンソン，J・ハインドが長崎領事館チャプレンを兼ねていたので，毎月一回程度来崎して大浦町の海員ホームで日曜礼拝を守り，聖餐式を執行したのであった。その他の日曜日礼拝は，長崎高等商業学校のパードン講師がレイ・リーダー（特志伝道師）として早禱を司式していた。長崎市役所の記録は当時海員ホーム礼拝堂の外人会衆は40名であったと伝えている。

東山手の英礼拝堂の土地は，その後の変遷を経て，現在は海星高校に所属し，礼拝堂が建てられていた場所は，同校運動場の一角にあるテニス・コート<sup>35)</sup>の辺がそれであったとは，ウォーカー夫人の証言である。筆者は今年の復活日の午後，永田博士，菱谷教授の案内をえてこの教会跡を訪れた。そこは正しくテニス・コートと化している。さらに廻り途をして下の道路におりた。上のテニス・コートまで高い石垣が築かれている。この石垣の一端に約二間ばかりの巾に亘って，少しく凹んで石が積まれている。恐らくこれは教会へのぼる石段の跡ではあるまいか。記憶に印象ふかく残った。

擱筆するにあたって，長崎市在住の医学博士永田友諒先生に篤く謝意を表したい。先生は筆者のため，多忙な時間をさいて県立長崎図書館所蔵の古文書を調査下さった御好意には，何とも感謝の言葉がない。

#### 注

- 1) 元田作之進著「日本聖公会史」（明治43年）3頁
- 2) 元田作之進著「老監督ウィリアムス」（大正3年）91頁
- 3) 松平惟太郎著「日本聖公会百年史」（昭和34年）32頁
- 4) 菱谷 武平著「出島の石蔵と東山手のオランダ坂と」長崎談叢 第47冊  
（昭和43年）15—16頁
- 5) 海老沢有道著「維新変革期とキリスト教」（昭和43年）339頁
- 6) 海老沢有道 前掲書 403頁
- 7) 岩波書店編集部「近代日本綜合理年表」（昭和43年）23頁
- 8) 石原 謙著「日本キリスト教史論」（1967年）113頁
- 9) 元田作之進著 前掲書 18頁
- 10) 松平惟太郎著 前掲書 41頁
- 11) George Smith: Ten Weeks in Japan, London, 1861.
- 12) ジョージ・スミス著 前掲書 440—441頁
- 13) 米国内の南北戦争の期間に我国で伝道に従事していたのは，ウィリアムスと宣教医シュミッドの兩名であったが，このうちシュミッドは健康を害し病床に臥すに至って日本を別れ去ったとあるが，この病魔に犯されたことも事実であったろうが，母国の

伝道局よりの援助がとだえたことも考慮に入れねばならぬことである。これに反してウイリアムズは長崎居留民団のチャプレンとなり、同時に1862（文久2）年に竣工した民留地の教会のチャプレンであったので、本国よりの経済的支持が途絶えた時期も居留民によって支えられていたのであった。

- 14) Eugene Stock: The History of The Church Missionary Society, vol. II, p. 598
- 15) C. Pemberton Hodgson: A Residence at Nagasaki and Hakodate in 1859-1860, with an account of Japan generally. London, 1861.
- 16) 長崎県史 史料編 第3（昭和41年）452頁
- 17) Church Missionary Society: Register of Missionaries. (Private Circulation) (1904) p. 63
- 18) 1. A Narrative of an Exploratory Visit to Each of the Consular Cities of China and the Island of Hong Kong and Chusan. London, 1847.  
2. Hints for the Times. London, 1848.  
3. A Letter on the Chinese Version of the Holy Scriptures to the British and Foreign Bible Society. Hong kong, 1851.  
4. Lewchew and the Lewchewans. London, 1853.  
5. Our National Relation with China. London, 1857.  
6. Ten Weeks in Japan. London, 1861.
- 19) スミス著 “Ten Weeks in Japan” p. p. 440-441.
- 20) スミス著 前掲書, p. p. 73-74
- 21) スミス著 前掲書, p. 74
- 22) スミス著 前掲書, p. 238
- 23) スミス著 前掲書, p. 75
- 24) M. Paske-Smith: Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days, 1603-1868. Kobe, 1930. p. 262.
- 25) The Church Missionary Intelligencer, 1874, p. 133.
- 26) パスク・スミス著 前掲書, p. 262
- 27) The Nagasaki Shipping List and Advertiser, No. 4, July 10, 1861
- 28) 前掲新聞（注27の分）の第3面
- 29) 東山手居留地の借地人はしばしばその変更があったが、最初の借地人名を記すこととする。

〔1番〕1309坪5合，亜米利加，フィールト。〔2番〕864坪7合，亜米利加，ハーケトルン。〔3番〕383坪，亜米利加，フルベッキ。〔四番〕703坪7合，亜米利加，スミス。〔5番〕483坪7合，亜米利加，ウイリアムス。〔6番〕914坪5合，英吉利，ライト。〔7番〕808坪，亜米利加，チョルチ。〔8番〕606坪，英吉利，パーカ。〔9番〕2086坪，ポルトガル，コンシュル館。〔10番〕791坪2合，英吉利，メジョル。〔11番〕928坪，英礼拝堂。〔12番〕1025坪1合，亜米利加，ウヲルス。〔13番〕2336坪07才，英吉利，コンシュル館。〔14番〕464坪6合，英吉利，イウエンス。

右借地料1ヶ年洋銀1642枚但シ100坪に付洋銀12枚の割。右面積13691坪7合07才。長崎奉行所は東山手の宅地造成費を持ち合せなかったで、これを業者に請負せて完成した。以後、借地料を外国人より徴収して業者に支払った。よって外交官、商人は「借地権」を獲得し、これが売買された。この借地権が「永代借地権」となって、事実上の所有権と化したのは明治32年のことである。

この設定計画書では11番は英、礼拝堂とあって借地人名が記されていないが、その後は借地人名儀はモリソンとなり、モリソンの長崎を離れた後は、教会管財委員の名儀となっている。

- 30) パスク・スミス著 前掲書、234頁と235頁の間に掲載。
- 31) 菱谷 武平著 前掲の論文並びに「外国人居留地に関する若干の長崎古地図について」
- 32) パスク・スミス著前掲書、附録の3。
- 33) 海員ホームとは英国教会に所属する船員伝道協会 (The Missions to Seamen) が世界の約80ヶ所の海港に経営する船員たちのホームである。現在わが国では、横浜および神戸に存在して、英国人の専任の司祭または信徒が定住し、それぞれの港に寄港する船員の面倒をみている。
- 34) G・H・F・フルベッキはオランダ改革教会の宣教師で、アングリカン教会とは関係がなかった、ウィリアムズが1866(慶応2)年に中国及日本主教に選任され日本離れたため、長崎在住唯一の宣教師であったフルベッキが、居留地英国教会のチャプレンとなったことは、1867(慶応3)年版の長崎居住外国人一覧表の示すところである。
- 35) ウォーカー夫人は現在も南山手に居住している。昭和43年の夏、同地の天野牧師に案内され同夫人に対面した。お住居は観光で著名な、グラバー、リンガー両邸と同じ建築様式であった。夫人は小供の時代から長崎で育ち、崩壊前の英礼拝堂を知っておられた。話しが英礼拝堂の位置に及ぶと、老姉は大浦川を隔てた先の丘上の校舎を指さして「あれが海星高校です。その手前が運動場で、その一隅にテニス・コートがあります。その辺に教会が建っていました」と話された。

**追記** 本稿は昭和44年9月26日開催のキリスト教史学会学術大会でこの梗概を報告したものにさらに加筆したものである。